

平成30年12月4日招集

第6回天草市議会（定例会）議案書

天 草 市

平成30年第6回天草市議会（定例会）議案

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第163号	専決処分事項の承認について（平成30年度天草市一般会計補正予算第5号）	平成30年 12月4日		
議第164号	天草市行政文書管理条例の制定について	"		
議第165号	天草市立天草アーカイブズ条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第166号	天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	"		
議第167号	天草市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第168号	天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第169号	天草市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第170号	天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第171号	天草市イルカセンター条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第172号	天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第173号	熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について	"		
議第174号	天草広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について	"		
議第175号	工事請負契約の変更について（本庁舎電気設備工事）	"		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第176号	工事請負契約の変更について（本庁舎機械設備工事）	平成30年 12月4日		
議第177号	指定管理者の指定について（わくわく本渡児童館）	〃		
議第178号	指定管理者の指定について（本渡児童センター）	〃		
議第179号	指定管理者の指定について（御所浦物産館）	〃		
議第180号	指定管理者の指定について（天草市栖本温泉センター）	〃		
議第181号	指定管理者の指定について（天草市総合交流施設愛夢里）	〃		
議第182号	指定管理者の指定について（新和緑の村）	〃		
議第183号	指定管理者の指定について（天草市総合交流ターミナル施設ユメール）	〃		
議第184号	指定管理者の指定について（天草市下田温泉センター）	〃		
議第185号	指定管理者の指定について（天草市牛深温泉センター）	〃		
議第186号	指定管理者の指定について（うしぶか海彩館）	〃		
議第187号	指定管理者の指定について（宿泊施設やすらぎ荘）	〃		
議第188号	指定管理者の指定について（リップランド公園）	〃		
議第189号	指定管理者の指定について（河浦海上コテージ）	〃		
議第190号	指定管理者の指定について（下田温泉ふれあい館ぷらっと）	〃		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第191号	指定管理者の指定について（天草市イルカセンター）	平成30年 12月4日		
議第192号	指定管理者の指定について（天草市営住宅）	〃		
議第193号	指定管理者の指定について（天草交流センターブルーアイランド天草）	〃		
議第194号	公有水面埋立免許に関する意見を述べることについて	〃		
議第195号	市道路線の廃止及び認定について	〃		
議第196号	平成30年度天草市一般会計補正予算（第6号）	〃		
議第197号	平成30年度天草市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃		
議第198号	平成30年度天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃		
議第199号	平成30年度天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃		
議第200号	平成30年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）	〃		
議第201号	平成30年度天草市国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第1号）	〃		
議第202号	平成30年度天草市歯科診療所特別会計補正予算（第1号）	〃		
議第203号	平成30年度天草市斎場事業特別会計補正予算（第2号）	〃		
議第204号	平成30年度天草市病院事業会計補正予算（第1号）	〃		
議第205号	平成30年度天草市水道事業会計補正予算（第2号）	〃		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第206号	平成30年度天草市下水道事業会計補正予算(第2号)	平成30年 12月4日		

議第 163 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、平成 30 年度天草市一般会計補正予算（第 5 号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第9号

専決処分書

平成30年度天草市一般会計補正予算（第5号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年11月14日

天草市長 中村五木

（専決処分の理由）

平成30年7月5日から8日までの豪雨等に伴う災害復旧費について、その予算措置に急を要するが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成30年度天草市一般会計補正予算（第5号）

平成30年度天草市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ308,566千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57,376,731千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		6,498,022	196,765	6,694,787
	1 国庫負担金	4,905,168	196,765	5,101,933
18 繰入金		4,271,213	601	4,271,814
	2 基金繰入金	4,271,213	601	4,271,814
21 市債		8,039,800	111,200	8,151,000
	1 市債	8,039,800	111,200	8,151,000
補正されなかった款項に係る額		38,259,130		38,259,130
歳入合計		57,068,165	308,566	57,376,731

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 災害復旧費		198,110	308,566	506,676
	2 公共土木施設災害復旧費	84,210	308,566	392,776
補正されなかった款項に係る額		56,870,055		56,870,055
歳出合計		57,068,165	308,566	57,376,731

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	現年発生単独災害復旧事業（公共土木施設）	13,000
		現年発生補助災害復旧事業（公共土木施設）	295,000

第3表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	3,546,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	3,657,900	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

議第 164 号

天草市行政文書管理条例の制定について

天草市行政文書管理条例を次のように制定するものとする。

平成30年12月4日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市行政文書管理条例

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 行政文書の管理

第1節 文書の作成（第4条）

第2節 行政文書の整理等（第5条―第10条）

第3章 雑則（第11条・第12条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市の諸活動や歴史的事実の記録である行政文書が、健全な民主主義の根幹を支える市民共有の知的財産として、市民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、行政文書の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書の適正な管理、適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市の有するその諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業の管理者及び議会をいう。

2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては

認識することができない方式で作られた記録を含む。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 天草市立天草アーカイブズ、天草市立図書館その他市長が定める施設において、市長が定めるところにより、一般の利用に供することを目的として特別の管理がされているもの（他の法令との関係）

第3条 行政文書の管理については、法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

第2章 行政文書の管理

第1節 文書の作成

第4条 実施機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、規則その他の規程で定めるところにより、文書を作成しなければならない。

第2節 行政文書の整理等

(整理)

第5条 実施機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、文書管理規則等（第10条第1項に規定する文書管理規則等をいう。以下同じ。）で定めるところにより、当該行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2 実施機関は、能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める行政文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「行政文書ファイル」という。）にまとめなければならない。

3 前項の場合において、実施機関は、実施機関が文書管理規則等で定めるところにより、当該行政文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

4 実施機関は、第1項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、

文書管理規則等で定めるところにより、延長することができる。

5 実施機関は、行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書（以下「行政文書ファイル等」という。）について、保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、天草アーカイブズ条例（平成18年天草市条例第8号）第10条第2項に規定する基準により次の区分に分類するものとする。

- (1) 歴史的価値や公共財産的価値等の永続的価値を有するもの
 - (2) 法令により廃棄しなければならないこととされているものその他特別の理由があるもの
 - (3) 前2号に掲げるもの以外のもの
- （保存）

第6条 実施機関は、行政文書ファイル等について、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、当該行政文書ファイル等の集中管理の推進に努めなければならない。

（保存文書管理台帳）

第7条 実施機関は、行政文書ファイル等の管理を適切に行うため、実施機関が文書管理規則等で定めるところにより、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存場所その他の必要な事項（天草市情報公開条例（平成18年天草市条例第18号）第7条に規定する非公開情報を除く。）を帳簿（以下「保存文書管理台帳」という。）に記載しなければならない。ただし、実施機関が文書管理規則等で定める期間未満の保存期間が設定された行政文書ファイル等については、この限りでない。

2 実施機関は、保存文書管理台帳について、実施機関が文書管理規則等で定めるところにより、公表しなければならない。

（移管又は廃棄）

第8条 実施機関は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、天草アーカイブズ条例第8条第1項の規定により天草アーカイブズに移管するものとする。ただし、第5条第5項の規定により同項第2号に分類された行政文書ファイル等については、廃棄の措置をとるものとする。

（管理状況の報告等）

第9条 実施機関は、保存文書管理台帳の記載状況その他の行政文書の管理の状況について、毎年度、市長に報告しなければならない。

2 市長は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(文書管理規則等)

第10条 実施機関は、行政文書の管理が第4条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、行政文書の管理に関する定め(以下「文書管理規則等」という。)を設けなければならない。

2 文書管理規則等には、行政文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 作成に関する事項
- (2) 整理に関する事項
- (3) 保存に関する事項
- (4) 保存文書管理台帳に関する事項
- (5) 移管又は廃棄に関する事項
- (6) 管理状況の報告に関する事項
- (7) その他行政文書の管理が適正に行われるために必要な事項

3 実施機関は、文書管理規則等を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第3章 雑則

(職員の責務及び職員に対する研修等)

第11条 実施機関の職員は、この条例の趣旨に対する理解を深め、誠実に行政文書を管理するよう努めなければならない。

2 実施機関は、当該実施機関の職員がその責務を果たすことができるよう、当該実施機関の職員に対し行政文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(組織の見直しに伴う行政文書の適正な管理のための措置)

第12条 実施機関は、当該実施機関について統合、廃止等の組織の見直しが行われる場合には、その管理する行政文書について、統合、廃止等の組織の見直しの後においてこの条例の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に作成し、又は取得した文書について適用する。

(提案理由)

天草市における行政文書の新たな管理体制を構築するため、条例を制定する必要がある。
これが、この条例を提出する理由である。

議第 165 号

天草市立天草アーカイブズ条例の一部を改正する条例の制定について

天草市立天草アーカイブズ条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 12 月 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市立天草アーカイブズ条例の一部を改正する条例

天草市立天草アーカイブズ条例（平成 18 年天草市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「次のとおり」を「天草市の休日を定める条例（平成 18 年天草市条例第 2 号）に規定する休日」に改め、同条各号を削る。

第 7 条中「午後 4 時 30 分」を「午後 5 時」に、「午後 4 時まで」を「午後 4 時 30 分まで」に改める。

第 8 条第 1 項中「天草市情報公開条例（平成 18 年天草市条例第 18 号）第 2 条第 2 号本文」を「天草市行政文書管理条例（平成 30 年天草市条例第 号）第 2 条第 2 項」に改め、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、天草市行政文書管理条例第 5 条第 5 項第 2 号に掲げる区分に該当する非現用文書については、この限りでない。

第 9 条第 2 項中「焼却」の次に「、溶解」を加え、同条に次の 2 項を加える。

3 市長は、第 1 項の規定により歴史資料として登録する非現用文書について、適正な保存の処置を行うものとする。ただし、登録及び保存の措置をした当該非現用文書についても、時の経過により評価の見直しを行い、保存すべき文書等でなくなったと判断した場合は、廃棄することができる。

4 市長は、前項ただし書の規定により廃棄の措置をとる文書等について、あらかじめ天草アーカイブズ運営審議会（第 20 条に規定する天草アーカイブズ運営審議会をいう。以下同じ。）に諮問するものとする。

第 10 条第 1 項中「市以外の」を削り、同条第 2 項中「前項に規定する評価収集基準」を「前

条第1項の規定による選別及び前項の規定による収集に係る基準」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、前項の基準を定め、又は改廃する場合には、天草アーカイブズ運営審議会に諮問しなければならない。

第11条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 寄贈者又は寄託者との間に利用の制限について特に定めがある文書等

第13条を削り、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(本人情報の取扱い)

第12条 前条第2項の規定にかかわらず、市長は、同項第2号に掲げる文書等の情報により識別される特定の個人（以下「本人」という。）から、当該情報が記録されている文書等について利用請求があった場合において、本人の生命、財産等を害するおそれがある情報が記載されている場合又は公益上の理由等により利用を制限することが必要である場合等を除き、当該文書等について利用させなければならない。

第25条を第29条とし、第19条から第24条までを4条ずつ繰り下げる。

第18条第1項中「15人」を「8人」に改め、同条を第22条とする。

第17条中「審議会は」の次に「、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか」を加え、同条を第21条とする。

第16条を第20条とし、同条の前に次の3条を加える。

(審査請求及び天草アーカイブズ運営審議会への諮問)

第17条 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、市長に対し、審査請求をすることができる。

2 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

3 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、天草アーカイブズ運営審議会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る情報の全部を開示することとする場合

4 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法

第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第18条 前条第3項の規定により諮問をした市長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 利用請求をした者（利用請求をした者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(準用)

第19条 天草市行政不服審査会の設置及び運営に関する条例（平成27年天草市条例第44号。以下「審査会条例」という。）第9条から第16条までの規定は、第17条第1項の規定による審査請求について準用する。この場合において、審査会条例第9条から第15条までの規定中「審査会」とあるのは「天草アーカイブズ運営審議会」と、審査会条例第9条中「諮問実施機関」とあるのは「市長」と、「公開決定等若しくは公開請求に係る不作為に関する情報又は開示決定若しくは開示請求に係る不作為に関する個人情報」が記録されている行政文書（以下これらを「情報等」という。）とあるのは「文書等（天草市立天草アーカイブズ条例（平成18年天草市条例第8号）第17条第1項の規定によりなされた審査請求に係る文書等をいう。以下同じ。）」と、同条後段、同条第3項及び審査会条例第12条中「情報等」とあるのは「文書等」と読み替えるものとする。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、同条の前に次の1条を加える。

(貸出し)

第14条 文書等の貸出しは、行わない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(提案理由)

天草市行政文書管理条例の制定等に伴い、天草アーカイブズの運営体制の見直しを行うため、条例を改正する必要がある。

これがこの条例を提出する理由である。

議第 166 号

天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例
の制定について

天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を次
のように制定するものとする。

平成 30 年 12 月 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例
(天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成 18 年天草市条
例第 39 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 172.5」を「100 分の 177.5」に改める。

第 2 条 天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改
正する。

第 5 条第 2 項中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 157.5、12 月に支給
する場合においては 100 分の 177.5」を「100 分の 167.5」に改める。

(天草市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 3 条 天草市長等の給与及び旅費に関する条例(平成 18 年天草市条例第 43 号)の一部を
次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 172.5」を「100 分の 177.5」に改める。

第 4 条 天草市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 157.5 を、12 月に支
給する場合においては 100 分の 177.5 をそれぞれ」を「100 分の 167.5 を」に
改める。

(天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 5 条 天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成 21 年天草市条例第 87 号)

の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第6条 天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の157.5を、12月に支給する場合には100分の177.5をそれぞれ」を「100分の167.5を」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項の規定、第3条の規定による改正後の天草市長等の給与及び旅費に関する条例第5条第2項の規定及び第5条の規定による改正後の天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例第5条第2項の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第3条の規定による改正後の天草市長等の給与及び旅費に関する条例及び第5条の規定による改正後の天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定を適用する場合には、次の各号に掲げる条例の規定に基づいて支給された給与は、当該各号に定める条例の規定による給与の内払とみなす。
 - (1) 第1条の規定による改正前の天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第1条の規定による改正後の天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例
 - (2) 第3条の規定による改正前の天草市長等の給与及び旅費に関する条例 第3条の規定による改正後の天草市長等の給与及び旅費に関する条例
 - (3) 第5条の規定による改正前の天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例 第5条の規定による改正後の天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例

(提案理由)

期末手当の支給月数を改めるには、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０３条第４項及び第２０４条第３項の規定により、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 167 号

天草市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年12月4日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(天草市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 天草市職員の給与に関する条例(平成18年天草市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「41万4,300円」を「41万4,800円」に改める。

第22条第1項中「宿日直勤務を」を「宿日直勤務(次項の勤務を除く。)を」に、「4,200円」を「4,400円」に、「2万円」を「2万1,000円」に、「7,200円」を「7,400円」に改め、同項ただし書中「6,300円」を「6,600円」に、「3万円」を「3万1,500円」に、「1万800円」を「1万1,100円」に改め、同条第2項中「前項の」を削り、「宿日直勤務を」を「ものを」に、「2万1,000円」を「2万2,000円」に改める。

第27条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の110)」の次に「、12月に支給する場合には100分の95(特定幹部職員にあっては、100分の115)」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の52.5)」の次に「、12月に支給する場合には100分の47.5(特定幹部職員にあっては、100分の57.5)」を加え、同条第5項中「次条において同じ。)から」を「次条第3項第3号において同じ。)から」に、「同項」を「第27条第1項」に、「次条において同じ。)」を「次条第1項において同じ。)」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400
24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	

25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100
26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600
27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200

54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	

83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			

	112		300,600	349,500				
	113		300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

(備考) この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 医療職給料表（一）、医療職給料表（二）及び医療職給料表（三）を次のように改める。

医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外 の職員		円	円	円	円
	1	247,900	333,100	397,900	471,700
	2	250,400	336,100	400,800	474,000
	3	252,900	339,000	403,700	476,200
	4	255,400	342,000	406,500	478,500
	5	257,600	344,700	409,100	480,700
	6	261,400	348,000	411,800	482,900
	7	265,200	351,100	414,600	485,100

8	269,000	354,200	417,300	487,300
9	272,600	357,000	419,500	489,300
10	276,600	359,900	422,200	491,400
11	280,600	363,000	424,800	493,500
12	284,600	366,200	427,500	495,600
13	288,400	369,100	429,900	497,700
14	292,400	372,700	432,400	499,800
15	296,300	375,900	434,800	501,900
16	300,200	379,600	437,300	504,000
17	303,900	383,200	439,300	506,100
18	307,500	385,900	441,700	508,100
19	311,000	388,700	444,000	510,100
20	314,600	391,400	446,400	512,100
21	318,200	394,200	447,900	513,900
22	321,900	396,800	450,300	515,700
23	325,400	399,400	452,600	517,600
24	328,900	401,800	454,900	519,500
25	332,400	403,800	456,900	521,200
26	335,200	406,100	459,200	523,000
27	337,800	408,300	461,400	524,800
28	340,400	410,600	463,700	526,600
29	343,200	412,900	465,800	528,200
30	345,300	415,000	468,100	530,000
31	347,500	417,000	470,400	531,800
32	349,900	419,100	472,600	533,600
33	352,100	421,000	474,600	535,200
34	354,500	422,800	476,700	537,000
35	356,700	424,600	478,800	538,700
36	359,200	426,600	480,900	540,500

37	361,400	428,500	483,000	542,100
38	363,800	430,500	484,800	543,700
39	366,200	432,400	486,600	545,100
40	368,400	434,400	488,400	546,700
41	370,700	436,200	490,100	548,200
42	372,100	438,000	491,900	549,600
43	373,600	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600

66	469,700	521,400
67	470,400	522,100
68	471,000	523,000
69	471,300	523,900
70	472,000	524,700
71	472,700	525,600
72	473,400	526,500
73	473,800	527,300
74	474,400	528,200
75	475,100	529,100
76	475,800	529,800
77	476,200	530,600
78	476,800	531,500
79	477,400	532,400
80	477,900	533,300
81	478,500	534,100
82	479,000	535,000
83	479,500	535,900
84	480,000	536,800
85	480,400	537,600
86	481,000	538,500
87	481,400	539,400
88	481,900	540,300
89	482,400	541,100
90	483,000	
91	483,600	
92	484,000	
93	484,500	
94	485,100	

	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

(備考) この表は、診療所に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	149,000	186,900	222,100	248,100	279,900	327,000	371,100
	2	150,400	188,500	223,700	249,300	281,900	329,000	373,800
	3	151,800	190,100	225,300	250,500	284,100	331,200	376,400
	4	153,200	191,700	226,900	251,900	286,200	333,400	379,100
	5	154,400	193,200	228,300	253,100	288,300	335,200	381,500
	6	156,200	194,700	229,900	254,300	290,400	337,400	384,200
	7	157,900	196,300	231,400	255,500	292,500	339,400	386,800
	8	159,600	197,800	233,000	256,600	294,600	341,600	389,500
	9	161,300	199,400	234,100	257,900	296,600	343,400	391,600
	10	163,000	201,100	235,600	258,900	298,800	345,500	393,900
	11	164,700	202,700	237,000	259,900	300,900	347,600	396,100
	12	166,500	204,400	238,200	260,900	303,100	349,700	398,300
	13	168,000	205,800	239,800	262,200	305,100	351,200	400,400
	14	169,900	207,400	241,200	263,500	307,000	353,200	402,400
	15	171,900	209,000	242,400	265,100	309,100	355,100	404,400
	16	173,800	210,600	243,800	266,500	311,100	357,100	406,500
	17	175,700	212,000	244,700	268,000	313,100	358,900	408,300
	18	177,600	213,600	245,900	269,800	315,100	360,900	410,300
	19	179,400	215,300	247,100	271,600	317,200	362,900	412,200

20	181,300	217,000	248,300	273,400	319,300	364,900	414,300
21	183,200	218,300	249,700	275,200	321,100	366,700	416,100
22	184,700	219,800	250,700	277,000	323,100	368,700	417,700
23	186,200	221,200	251,700	278,800	324,900	370,800	419,300
24	187,700	222,700	252,800	280,500	326,900	372,900	420,800
25	189,300	224,100	254,000	282,300	328,600	374,300	422,300
26	190,600	225,500	255,300	284,200	330,500	376,100	423,600
27	192,100	226,800	256,700	286,100	332,500	377,900	424,900
28	193,500	228,100	258,200	287,900	334,500	379,600	426,200
29	195,000	229,400	259,600	289,600	335,800	381,400	427,500
30	196,200	230,800	261,300	291,400	337,600	382,900	428,700
31	197,500	232,300	263,000	293,200	339,300	384,500	429,900
32	198,800	233,700	264,600	295,100	341,100	386,200	431,000
33	200,200	234,800	266,000	296,800	342,800	387,500	432,200
34	201,600	236,100	267,800	298,500	344,600	388,800	433,400
35	202,900	237,100	269,500	300,300	346,500	390,100	434,600
36	204,300	238,400	271,200	302,100	348,300	391,300	435,800
37	205,400	239,800	272,700	303,400	350,100	392,400	437,100
38	206,700	241,100	274,400	305,100	351,800	393,600	437,900
39	208,000	242,200	276,100	306,600	353,400	394,700	438,300
40	209,300	243,500	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000
41	210,400	244,800	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500
42	211,600	245,900	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900
43	212,800	247,100	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300
44	214,000	248,200	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
45	215,200	249,300	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
46	216,300	250,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
47	217,300	252,200	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
48	218,400	253,500	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200

49	219,400	255,100	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
50	220,400	256,500	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
51	221,300	257,900	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
52	222,300	259,200	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
53	222,700	260,300	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
54	223,600	261,700	299,200	327,600	369,700	402,800	
55	224,300	263,100	300,600	328,700	370,600	403,100	
56	225,200	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400	
57	225,900	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700	
58	226,800	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000	
59	227,500	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300	
60	228,300	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700	
61	229,200	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900	
62	230,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200	
63	230,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500	
64	231,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
65	232,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
66	233,300	275,700	314,100	336,500	377,900		
67	234,100	276,600	314,900	337,200	378,600		
68	234,900	277,700	315,700	337,900	379,200		
69	235,600	278,700	316,300	338,600	379,600		
70	236,300	279,700	317,000	339,100	380,100		
71	237,000	280,800	317,700	339,700	380,600		
72	237,600	281,900	318,300	340,300	381,100		
73	238,300	282,500	319,000	340,600	381,700		
74	239,100	283,200	319,200	341,200	382,200		
75	239,900	283,700	319,800	341,700	382,800		
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400		
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900		

78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400
86		289,500	325,400	346,300	
87		289,700	325,600	346,600	
88		289,900	326,000	346,900	
89		290,300	326,400	347,300	
90		290,500	326,800	347,600	
91		290,700	327,200	348,000	
92		290,900	327,600	348,300	
93		291,300	327,900	348,700	
94		291,500	328,100	349,000	
95		291,700	328,500	349,300	
96		292,000	328,800	349,600	
97		292,400	329,000	349,900	
98		292,700	329,300	350,300	
99		292,900	329,600	350,700	
100		293,200	329,900	351,100	
101		293,500	330,100	351,600	
102		293,700	330,400	352,000	
103		293,900	330,800	352,400	
104		294,200	331,000	352,800	
105		294,500	331,200	353,300	
106			331,400		

	107			331,800				
	108			332,000				
	109			332,200				
	110			332,600				
	111			333,000				
	112			333,400				
	113			333,600				
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

(備考) この表は、診療所に勤務する歯科衛生士及び歯科技工士に適用する。

医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職員	1	163,000	190,500	238,500	261,100	285,900
以外の職員	2	164,400	192,600	240,300	262,100	287,700
	3	165,900	194,700	242,100	263,000	289,500
	4	167,300	196,700	243,900	264,100	291,400
	5	168,800	198,800	245,300	264,700	293,100
	6	170,300	201,100	246,600	265,700	294,900
	7	171,800	203,400	247,700	266,500	296,800
	8	173,300	205,700	249,000	267,500	298,600
	9	174,600	208,100	250,000	268,600	300,500
	10	176,300	209,500	251,100	269,400	302,400
	11	177,900	210,900	252,000	270,500	304,200
	12	179,400	212,100	252,900	271,700	306,100
	13	180,900	213,500	254,100	273,000	307,600
	14	182,900	214,900	255,200	274,200	309,200
	15	184,900	216,400	256,000	275,400	311,000

16	186,900	217,600	257,000	276,800	312,800
17	189,100	219,000	257,600	278,100	314,500
18	191,200	220,500	258,500	279,500	316,100
19	193,300	222,000	259,500	280,700	317,800
20	195,400	223,500	260,400	282,000	319,500
21	197,500	224,700	261,300	283,600	320,900
22	199,700	226,400	262,300	285,200	322,400
23	201,900	228,100	263,200	286,700	323,900
24	204,100	229,800	264,200	288,100	325,400
25	206,100	231,100	265,400	289,400	326,800
26	207,400	232,800	266,500	291,200	328,200
27	208,600	234,500	267,700	293,000	329,700
28	209,900	236,200	268,900	294,700	331,300
29	211,100	237,800	270,100	296,000	332,400
30	212,200	239,200	271,600	297,600	333,900
31	213,500	240,500	273,200	299,200	335,300
32	214,700	241,600	274,600	300,900	336,800
33	216,000	242,800	276,200	302,300	338,400
34	217,300	243,900	277,700	303,800	339,900
35	218,600	244,800	279,000	305,400	341,500
36	219,900	245,900	280,300	307,000	343,000
37	221,100	246,800	281,900	308,300	344,700
38	222,500	247,900	283,300	309,700	346,300
39	223,800	248,800	284,800	311,100	347,800
40	225,200	249,900	286,200	312,700	349,400
41	226,100	250,400	287,500	314,200	350,600
42	227,500	251,300	289,000	315,600	352,100
43	228,900	252,200	290,500	317,000	353,600
44	230,300	253,100	292,100	318,500	355,000

45	231,500	253,900	293,400	319,300	356,600
46	232,900	254,900	294,800	320,700	357,600
47	234,200	255,800	296,300	322,100	359,100
48	235,500	256,800	297,800	323,600	360,400
49	236,500	257,800	298,900	324,700	361,800
50	237,600	258,900	300,200	326,100	363,200
51	238,600	260,100	301,400	327,400	364,500
52	239,700	261,300	302,800	328,700	365,900
53	240,600	262,400	304,200	330,100	367,400
54	241,700	263,900	305,500	331,500	368,600
55	242,700	265,300	306,900	332,900	369,700
56	243,700	266,700	308,300	334,200	370,900
57	244,400	268,200	309,100	335,100	372,000
58	245,400	269,800	310,300	336,400	372,900
59	246,100	271,300	311,500	337,600	373,900
60	247,100	272,800	312,900	338,900	374,900
61	248,000	274,200	314,000	340,000	375,500
62	249,000	275,700	315,300	340,900	376,300
63	249,800	277,200	316,600	342,100	377,100
64	250,800	278,500	317,800	343,400	377,900
65	251,700	279,900	319,100	344,500	378,600
66	252,600	281,400	320,400	345,700	379,300
67	253,700	282,900	321,700	346,900	380,100
68	254,600	284,400	323,000	348,000	380,800
69	255,400	285,500	323,700	349,000	381,400
70	256,500	287,000	324,800	350,000	382,000
71	257,600	288,500	325,900	351,100	382,700
72	258,700	289,900	326,800	352,200	383,300
73	260,100	290,900	328,100	353,000	384,000

74	261,400	292,300	328,800	354,100	384,500
75	262,700	293,500	329,900	355,200	385,100
76	263,900	294,800	331,100	356,300	385,600
77	264,900	296,200	332,200	357,000	386,000
78	266,000	297,500	333,400	357,800	386,600
79	267,300	298,700	334,500	358,600	387,100
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	
102	288,300	319,600	352,300	370,300	

103	289,100	320,200	352,800	370,800
104	289,900	320,800	353,200	371,200
105	290,600	321,200	353,500	371,800
106	291,100	321,700	354,000	372,300
107	291,600	322,200	354,400	372,800
108	292,100	322,700	354,700	373,300
109	292,300	323,100	355,200	373,900
110	292,600	323,500	355,700	374,300
111	292,800	323,800	356,200	374,800
112	293,200	324,100	356,700	375,300
113	293,500	324,500	357,200	375,900
114	293,700	324,900	357,700	
115	294,100	325,300	358,200	
116	294,400	325,600	358,600	
117	294,700	325,800	359,000	
118	295,000	326,100	359,400	
119	295,300	326,500	359,900	
120	295,700	326,700	360,400	
121	296,000	326,900	360,800	
122	296,400	327,200	361,300	
123	296,700	327,500	361,800	
124	297,100	327,800	362,300	
125	297,300	328,000	362,600	
126	297,500	328,300		
127	297,800	328,700		
128	298,200	328,900		
129	298,400	329,100		
130	298,700	329,300		
131	299,100	329,700		

132	299,500	329,900
133	299,700	330,200
134	300,000	330,600
135	300,400	331,000
136	300,700	331,400
137	300,900	331,700
138	301,200	332,100
139	301,600	332,500
140	301,900	332,900
141	302,100	333,200
142	302,500	333,600
143	302,900	333,900
144	303,200	334,300
145	303,400	334,600
146	303,600	335,000
147	303,900	335,400
148	304,300	335,800
149	304,500	336,100
150	304,700	336,500
151	305,000	336,900
152	305,300	337,300
153	305,700	337,600
154	305,900	
155	306,100	
156	306,400	
157	306,700	
158	307,000	
159	307,300	
160	307,600	

	161	308,000				
	162	308,300				
	163	308,600				
	164	308,900				
	165	309,300				
	166	309,600				
	167	309,900				
	168	310,200				
	169	310,600				
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100

(備考) この表は、診療所に勤務する看護師及び准看護師に適用する。

別表第4備考2中「第2条」を「第2条第2項」に、「ホテル営業又は旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

第2条 天草市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額」を「100分の130」に、「6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5」を「100分の110）」に、「額）」を「額」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」とする。

第27条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の90」を「100分の92.5」に、「100分の110）、12月に支給する場合には100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）」を「100分の112.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の42.5」を「100分の45」に、「100分の52.5）、12月に支給する場合には100分の47.5（特定幹部職員にあっては、100分の57.5）」を「100分の55」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の天草市職員の給与に関する条例（次項において「改正後給与条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の天草市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

4 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（提案理由）

国の人事院勧告等を踏まえ、職員の給与を改定するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 168 号

天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 12 月 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年天草市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 5 項中「次条第 2 号」を「次条第 1 項第 2 号」に、「第 16 条」を「第 16 条第 1 項」に改める。

第 6 条中「第 7 条第 1 項」を「次条第 1 項」に改め、「第 3 項まで」の次に「並びに附則第 3 条」を加え、「家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に改め、同条第 2 号中「をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の 2 項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないことができる。

- (1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事

業実施場所」という。) 以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。)

- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第 16 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第 22 条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第 23 条第 2 項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第 2 条第 2 項において同じ。)において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

第 45 条中「第 6 条第 1 号」を「第 6 条第 1 項第 1 号」に改める。

附則第 2 条中「が、施行日後」を「(次項において「施設等」という。)が、この条例の施行の日以後」に、「業務に」を「部分に」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後に家庭的保育事業(第 22 条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の認可を得た施設等については、この条例の施行の日から起算して 10 年を経過する日までの間は、第 15 条、第 22 条第 4 号(調理設備に係る部分に限る。)及び第 23 条第 1 項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法(第 10 条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部
改正に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 169 号

天草市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年12月4日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

天草市子ども医療費の助成に関する条例（平成18年天草市条例第130号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 子ども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の天草市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

（提案理由）

子ども医療費の助成対象を拡大するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 170 号

天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年12月4日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年天草市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第2中24の項を25の項とし、14の項から23の項までを1項ずつ繰り下げ、13の項の次に次のように加える。

14 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務	住民票関係情報及び地方税関係情報
-------	----------------------------------------------------------------	------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項の規定に基づき個人番号を利用するため、条例を改正する必要がある。これが、この条例を提出する理由である。

議第 171 号

天草市イルカセンター条例の一部を改正する条例の制定について

天草市イルカセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年12月4日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市イルカセンター条例の一部を改正する条例

天草市イルカセンター条例（平成30年天草市条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成31年4月1日」を「平成31年6月1日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

天草市イルカセンター建築工事の工期の延長に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 172 号

天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 12 月 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

天草市病院事業の設置等に関する条例（平成 21 年天草市条例第 85 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表国民健康保険天草市立新和病院の項中「療養病床」を「一般病床」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

（提案理由）

国民健康保険天草市立新和病院において、療養病床を一般病床に変更するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 173 号

熊本市町村総合事務組合同規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、熊本市町村総合事務組合同規約（平成 16 年 9 月 29 日熊本県指令市町村第 16 号）の一部を次のとおり変更する。

平成 30 年 12 月 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

熊本市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

熊本市町村総合事務組合同規約（平成 16 年 9 月 29 日熊本県指令市町村第 16 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 中「地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合」を「くまもと県北病院機構設立組合」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による熊本県知事の許可のあった日から施行し、この規約による改正後の熊本市町村総合事務組合同規約の規定は、平成 30 年 10 月 1 日から適用する。

（提案理由）

熊本市町村総合事務組合同規約を変更しようとするときは、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 174 号

天草広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、天草広域連合の処理する事務を変更し、天草広域連合規約（平成 11 年 5 月 27 日熊本県指令市町村第 7 号）の一部を次のとおり変更する。

平成 30 年 12 月 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草広域連合規約の一部を変更する規約

天草広域連合規約（平成 11 年 5 月 27 日熊本県指令市町村第 7 号）の一部を次のように変更する。

第 4 条第 3 号ウを削る。

別表第 4 号を次のように改める。

(4) 消防に関する経費

区分		負担割合	対象市町
消 防 費	消防事務に要する経費	基準財政需要額のうち常備消防費相当額割	天草市、上天草市及び苓北町
	消防施設の設置及び整備に要する経費		

附 則

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

広域連合の処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 175 号

工事請負契約の変更について

平成 29 年 6 月 23 日議決された議第 55 号「工事請負契約の締結について」の一部を次のように変更するものとする。

平成 30 年 12 月 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

「契約の金額 506,520,000 円」を「契約の金額 520,757,435 円」とする。

(提案理由)

天草市本庁舎電気設備工事請負契約において、設計図書の変更等に伴い契約金額を増額する必要が生じたため、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 176 号

工事請負契約の変更について

平成 29 年 6 月 23 日議決された議第 56 号「工事請負契約の締結について」の一部を次のように変更するものとする。

平成 30 年 12 月 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

「契約の金額 906,120,000 円」を「契約の金額 909,260,721 円」とする。

(提案理由)

天草市本庁舎機械設備工事請負契約において、設計図書の変更等に伴い契約金額を増額する必要が生じたため、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 177 号

指定管理者の指定について

天草市児童館条例（平成 18 年天草市条例第 129 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 12 月 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

わくわく本渡児童館

2 指定管理者となる団体

天草市佐伊津町 5 1 6 番地

合同会社天草サポートステーション

3 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 178 号

指定管理者の指定について

天草市児童館条例（平成 18 年天草市条例第 129 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 12 月 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
本渡児童センター
- 2 指定管理者となる団体
天草市佐伊津町 928 番地
社会福祉法人慈雲会
- 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 179 号

指定管理者の指定について

天草市御所浦物産館条例（平成 18 年天草市条例第 210 号）第 16 条第 1 項の規定に基づ
く指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 12 月 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

御所浦物産館

2 指定管理者となる団体

天草市御所浦町御所浦 4 3 1 0 番地 8

しおさい館出荷協議会

3 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244
条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 180 号

指定管理者の指定について

天草市栖本温泉センター条例（平成 18 年天草市条例第 214 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 12 月 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

天草市栖本温泉センター

2 指定管理者となる団体

天草市栖本町打田 363 番地 1

株式会社なごみ屋

3 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 181 号

指定管理者の指定について

天草市総合交流施設愛夢里条例（平成 18 年天草市条例第 215 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 12 月 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

天草市総合交流施設愛夢里

2 指定管理者となる団体

天草市河浦町河浦 4 7 4 7 番地 1

有限会社愛夢里

3 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 182 号

指定管理者の指定について

天草市新和緑の村条例（平成 18 年天草市条例第 216 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく
指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 12 月 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

新和緑の村

2 指定管理者となる団体

天草市新和町小宮地 1 1 3 1 2 番地

竜洞山みどりの村運営協議会

3 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 183 号

指定管理者の指定について

天草市総合交流ターミナル施設ユメール条例（平成 18 年天草市条例第 218 号）第 15 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 12 月 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

天草市総合交流ターミナル施設ユメール

2 指定管理者となる団体

天草市五和町二江 5 4 7 番地

株式会社プラスファイブ

3 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 184 号

指定管理者の指定について

天草市下田温泉センター条例（平成 18 年天草市条例第 220 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 12 月 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

天草市下田温泉センター

2 指定管理者となる団体

天草市佐伊津町 3 4 1 3 番地 1 5 号

苓州建設工業株式会社

3 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 185 号

指定管理者の指定について

天草市牛深温泉センター条例（平成 18 年天草市条例第 221 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 12 月 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

天草市牛深温泉センター

2 指定管理者となる団体

天草市牛深町 2286 番地 116

株式会社うしぶか

3 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 186 号

指定管理者の指定について

天草市うしぶか海彩館条例（平成 18 年天草市条例第 222 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 12 月 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
うしぶか海彩館
- 2 指定管理者となる団体
天草市牛深町 2286 番地 116
株式会社うしぶか
- 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 187 号

指定管理者の指定について

天草市宿泊施設やすらぎ荘条例（平成 18 年天草市条例第 223 号）第 15 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 12 月 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

宿泊施設やすらぎ荘

2 指定管理者となる団体

天草市牛深町 2286 番地 116

株式会社うしぶか

3 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 188 号

指定管理者の指定について

天草市リップランド公園条例（平成 18 年天草市条例第 224 号）第 15 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 12 月 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

リップランド公園

2 指定管理者となる団体

天草市有明町上津浦 1955 番地

天草ありあけ株式会社

3 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 189 号

指定管理者の指定について

天草市河浦海上コテージ条例（平成 18 年天草市条例第 227 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 12 月 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

河浦海上コテージ

2 指定管理者となる団体

天草市河浦町河浦 4 7 4 7 番地 1

有限会社愛夢里

3 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 190 号

指定管理者の指定について

天草市下田温泉ふれあい館ぷらっと条例（平成 19 年天草市条例第 75 号）第 15 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 12 月 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
下田温泉ふれあい館ぷらっと
- 2 指定管理者となる団体
天草市天草町下田北 5 3 4 番地 1
下田北地区振興会
- 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 191 号

指定管理者の指定について

天草市イルカセンター条例（平成30年天草市条例第38号）第8条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成30年12月4日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

天草市イルカセンター

2 指定管理者となる団体

天草市港町10番19号

天草漁業協同組合

3 指定の期間

平成31年6月1日から平成33年3月31日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 192 号

指定管理者の指定について

天草市営住宅条例（平成 18 年天草市条例第 235 号）第 62 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 12 月 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

天草市営住宅

2 指定管理者となる団体

天草市東浜町 7 番 12 号

L. S. C. グループ

3 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 193 号

指定管理者の指定について

天草市天草交流センターブルーアイランド天草条例（平成 18 年天草市条例第 117 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 12 月 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

天草交流センターブルーアイランド天草

2 指定管理者となる団体

天草市天草町大江 504 番地 2

あまくさカラフルツーリズム会

3 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 194 号

公有水面埋立免許に関する意見を述べることについて

公有水面埋立免許に関しては、免許権者（天草市長）に対し、次のとおり意見を述べるものとする。

平成 30 年 12 月 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 出願者の住所及び氏名

熊本県天草市東浜町 8 番 1 号 漁港管理者 天草市

2 埋立位置及び埋立区域

(1) 埋立位置

1 工区

熊本県天草市御所浦町御所浦字元浦 5 5 2 8 の 8 に隣接する無番地地先（堤）、同 5 5 2 5 の 8 地先、同 5 5 2 5 の 8、5 5 2 5 の 7、5 4 9 1 に隣接介在する道路地先、字元中 5 4 9 0 の 2 に隣接介在する道路地先の公有水面

2 工区

熊本県天草市御所浦町御所浦字中津 5 4 2 9 の 1、5 3 6 8 の 2、5 3 6 8 に隣接介在する道路地先、同 5 3 6 8 地先、同 5 3 6 8 に隣接する無番地地先（堤）の公有水面

(2) 埋立区域

1 工区

次の①の地点から⑨の地点までを順次直線で結んだ線及び⑨の地点と①の地点を結ぶ平成 30 年春分の日における満潮位（D. L. + 3. 57 m）の公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 御所浦二等三角点（北緯 32 度 19 分 35. 90 秒、東経 130 度 20 分 55. 43 秒）から 233 度 01 分 56 秒 1775. 623 m の地点

②の地点 ①の地点から 275 度 53 分 28 秒 19. 905 m の地点

③の地点	②の地点から	1 8 5 度 5 4 分 3 6 秒	1. 0 0 0 mの地点
④の地点	③の地点から	2 7 5 度 5 3 分 5 9 秒	5. 4 0 0 mの地点
⑤の地点	④の地点から	5 度 5 1 分 3 2 秒	0. 9 9 9 mの地点
⑥の地点	⑤の地点から	2 7 5 度 5 3 分 2 7 秒	1 3. 3 1 9 mの地点
⑦の地点	⑥の地点から	2 7 5 度 5 3 分 0 9 秒	4. 2 6 1 mの地点
⑧の地点	⑦の地点から	1 5 0 度 3 8 分 0 0 秒	3 7. 2 7 6 mの地点
⑨の地点	⑧の地点から	1 4 4 度 2 4 分 2 6 秒	3. 5 0 0 mの地点

2 工区

次の⑩の地点から⑮の地点までを順次直線で結んだ線及び⑯の地点と⑩の地点を結ぶ平成30年春分の日における満潮位（D. L. +3. 57m）の公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

⑩の地点	御所浦二等三角点(北緯32度19分35. 90秒、東経130度20分55. 43秒)から	2 3 5 度 2 4 分 5 2 秒	1 7 1 8. 2 5 6 mの地点
⑪の地点	⑩の地点から	3 1 1 度 0 8 分 3 5 秒	3. 1 4 3 mの地点
⑫の地点	⑪の地点から	2 7 3 度 0 7 分 2 8 秒	4 4. 6 0 3 mの地点
⑬の地点	⑫の地点から	1 8 3 度 0 7 分 2 6 秒	1 9. 1 0 3 mの地点
⑭の地点	⑬の地点から	2 7 3 度 0 5 分 3 9 秒	1. 0 0 0 mの地点
⑮の地点	⑭の地点から	1 8 3 度 0 7 分 1 6 秒	5. 4 0 0 mの地点
⑯の地点	⑮の地点から	9 3 度 0 5 分 5 0 秒	0. 9 9 9 mの地点
⑰の地点	⑯の地点から	1 8 3 度 0 7 分 2 5 秒	2 4. 7 0 1 mの地点
⑱の地点	⑰の地点から	2 7 3 度 0 9 分 1 6 秒	1. 0 0 0 mの地点
⑲の地点	⑱の地点から	1 8 3 度 0 7 分 5 4 秒	5. 4 0 0 mの地点
⑳の地点	⑲の地点から	9 3 度 0 9 分 0 4 秒	1. 0 0 1 mの地点
㉑の地点	⑳の地点から	1 8 3 度 0 7 分 2 4 秒	1 2. 0 4 0 mの地点
㉒の地点	㉑の地点から	2 7 3 度 0 7 分 3 1 秒	8. 4 0 0 mの地点
㉓の地点	㉒の地点から	3 度 0 7 分 2 9 秒	6 0. 3 7 5 mの地点
㉔の地点	㉓の地点から	2 7 3 度 0 7 分 2 8 秒	3. 1 0 1 mの地点
㉕の地点	㉔の地点から	3 度 0 7 分 4 9 秒	0. 7 6 9 mの地点
㉖の地点	㉕の地点から	2 7 3 度 0 7 分 1 6 秒	4. 3 9 0 mの地点

㉗の地点	㉖の地点から	3度05分39秒	1. 000mの地点
㉘の地点	㉗の地点から	273度07分08秒	4. 999mの地点
㉙の地点	㉘の地点から	183度09分16秒	1. 000mの地点
㉚の地点	㉙の地点から	273度07分12秒	10. 050mの地点
㉛の地点	㉚の地点から	3度05分39秒	1. 000mの地点
㉜の地点	㉛の地点から	273度07分08秒	4. 999mの地点
㉝の地点	㉜の地点から	183度09分16秒	1. 000mの地点
㉞の地点	㉝の地点から	273度07分08秒	6. 010mの地点
㉟の地点	㉞の地点から	3度07分28秒	3. 101mの地点
㊱の地点	㉟の地点から	273度07分20秒	8. 060mの地点
㊲の地点	㊱の地点から	183度07分32秒	3. 100mの地点
㊳の地点	㊲の地点から	273度06分51秒	2. 319mの地点
㊴の地点	㊳の地点から	3度05分39秒	1. 000mの地点
㊵の地点	㊴の地点から	273度07分08秒	4. 999mの地点
㊶の地点	㊵の地点から	183度09分16秒	1. 000mの地点
㊷の地点	㊶の地点から	273度06分17秒	0. 720mの地点
㊸の地点	㊷の地点から	3度07分32秒	3. 100mの地点
㊹の地点	㊸の地点から	273度07分43秒	6. 450mの地点
㊺の地点	㊹の地点から	183度07分28秒	3. 101mの地点
㊻の地点	㊺の地点から	273度07分45秒	7. 034mの地点
㊼の地点	㊻の地点から	273度07分37秒	4. 510mの地点
㊽の地点	㊼の地点から	43度05分41秒	19. 526mの地点
㊾の地点	㊽の地点から	93度10分17秒	50. 322mの地点
㊿の地点	㊾の地点から	93度17分05秒	7. 610mの地点
①の地点	①の地点から	73度55分05秒	31. 157mの地点

3 埋立地の用途

護岸敷、物揚場敷、岸壁敷、道路敷、野積場、漁具干場

4 埋立地の面積

1工区	1, 005. 95平方メートル
2工区	2, 165. 35平方メートル
合計	3, 171. 30平方メートル

意見 公有水面埋立免許をされることについては、何ら異議ありません。

(提案理由)

埋立免許権者に対して公有水面埋立免許に関する意見を述べようとするときは、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第4項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 195 号

市道路線の廃止及び認定について

市道の路線を次のように廃止及び認定するものとする。

平成 30 年 12 月 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 認定する路線

路線 番号	路線名	起点	終点	総延長 m	道路敷 幅員m	図面 番号
3332	東町18 号線	東町7番40地先	東町7番37地先	135.0	12	①
2992	浦線	新和町小宮地字柵 9037番1地先	新和町小宮地字柵 9058番1地先	427.9	5.2~ 14.8	②
2993	浦本線	新和町小宮地字大 石ノ丸9463番2	新和町小宮地字大 石ノ丸9396番1 地先	337.9	4.7~ 12.9	②
2634	古巢線	河浦町宮野河内字 古巢387番25	河浦町宮野河内字 古巢348番4地先	522.0	3.6~ 5.8	④
1337	鬼海線	天草町下田南字鬼 海3915番1	天草町下田南字田 床3730番1地先	484.6	5.9~ 19.9	⑥
1338	鬼海1号 線	天草町下田南字新 田3946番3	天草町下田南字二 本松4349番地先	1,500.9	3.8~ 13.0	⑥

2 廃止する路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	総延長 m	道路敷 幅員m	図面 番号
2992	浦線	新和町小宮地字柵 9037番3地先	新和町小宮地字浦 9340番2	227.0	2.0~ 4.8	③
2993	浦本線	新和町小宮地字大 石ノ丸9463番2	新和町小宮地字浦 9329番4	430.8	3.2~ 12.9	③
2634	古巢線	河浦町宮野河内字 古巢388番5	河浦町宮野河内字 古巢348番4地先	549.0	3.6~ 5.4	⑤
1337	鬼海線	天草町下田南字鬼 海3915番1地先	天草町下田南字田 床3730番1地先	473.9	5.9~ 17.9	⑦
1338	鬼海1号 線	天草町下田南字鬼 海3914番1地先	天草町下田南字二 本松4349番地先	1,410.9	3.8~ 13.0	⑦

(提案理由)

市道の路線を廃止及び認定するには、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

平成30年度天草市一般会計補正予算（第6号）

平成30年度天草市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,834,897千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60,211,628千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成30年12月4日提出

天草市長 中村五木

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		22,945,000	△ 61,851	22,883,149
	1 地方交付税	22,945,000	△ 61,851	22,883,149
14 国庫支出金		6,694,787	67,394	6,762,181
	1 国庫負担金	5,101,933	4,272	5,106,205
	2 国庫補助金	1,568,787	63,122	1,631,909
15 県支出金		3,849,772	△ 16,533	3,833,239
	1 県負担金	2,302,972	△ 16,533	2,286,439
17 寄附金		306,201	2,225	308,426
	1 寄附金	306,201	2,225	308,426
18 繰入金		4,271,814	△ 442,998	3,828,816
	2 基金繰入金	4,271,814	△ 442,998	3,828,816
19 繰越金		1	2,526,903	2,526,904
	1 繰越金	1	2,526,903	2,526,904
20 諸収入		445,348	104,457	549,805
	5 雑入	242,020	104,457	346,477
21 市債		8,151,000	655,300	8,806,300
	1 市債	8,151,000	655,300	8,806,300
補正されなかつた款項に係る額		10,712,808		10,712,808
歳入合計		57,376,731	2,834,897	60,211,628

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		275,574	△ 965	274,609
	1 議会費	275,574	△ 965	274,609
2 総務費		11,825,436	2,229,450	14,054,886
	1 総務管理費	11,178,084	2,237,117	13,415,201
	2 徴税費	332,129	1,432	333,561
	3 地籍調査費	61,986	36	62,022
	4 戸籍住民基本台帳費	128,089	△ 12,253	115,836
	5 選挙費	46,453	△ 545	45,908
	6 統計調査費	38,717	△ 90	38,627
3 民生費	7 監査委員費	39,978	3,753	43,731
		16,988,616	△ 123,067	16,865,549
	1 社会福祉費	4,713,538	22,375	4,735,913
	2 高齢者福祉費	4,341,314	△ 143,519	4,197,795
	3 児童福祉費	6,465,402	△ 9,909	6,455,493
4 衛生費	4 生活保護費	1,467,862	7,986	1,475,848
		6,588,615	△ 119,528	6,469,087
	1 保健衛生費	1,035,496	△ 15,601	1,019,895
	2 環境費	3,340,436	△ 4,087	3,336,349
	3 斎場費	65,227	△ 2,810	62,417
	4 水道費	1,046,742	△ 69,568	977,174
	5 病院費	880,011	△ 18,074	861,937
6 看護専門学校費	220,703	△ 9,388	211,315	
5 農林水産業費		2,638,190	23,042	2,661,232
	1 農業費	1,374,236	9,046	1,383,282
	2 林業費	298,312	14,182	312,494
	3 水産業費	965,642	△ 186	965,456

款	項	補正前の額	補正額	計
6 商工費		2,347,252	30,535	2,377,787
	1 商工費	2,347,252	30,535	2,377,787
7 土木費		3,244,024	28,171	3,272,195
	1 土木管理費	193,812	△ 172	193,640
	2 道路橋梁費	1,492,598	45,661	1,538,259
	3 河川費	179,310	△ 162	179,148
	4 港湾費	162,042	△ 1,977	160,065
	5 都市計画費	962,414	△ 6,695	955,719
	7 住宅費	253,848	△ 8,484	245,364
8 消防費		2,450,558	△ 2,498	2,448,060
	1 消防費	2,450,558	△ 2,498	2,448,060
9 教育費		3,610,185	769,757	4,379,942
	1 教育総務費	1,192,477	△ 32	1,192,445
	2 小学校費	429,307	583,267	1,012,574
	3 中学校費	672,320	1,562	673,882
	4 幼稚園費	188,623	△ 5,364	183,259
	6 学校給食費	556,168	183,874	740,042
	7 社会教育費	571,290	6,450	577,740
補正されなかつた款項に係る額		7,408,281		7,408,281
歳出合計		57,376,731	2,834,897	60,211,628

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	5 選挙費	県議会議員選挙	4,741
5 農林水産業費	3 水産業費	水産基盤整備事業	120,000
		単独漁港整備事業	50,000
7 土木費	2 道路橋梁費	市道改良（交付金）事業	115,000
		市道改良（単独）事業	51,702
		橋梁維持補修事業	50,399
	4 港湾費	海岸堤防老朽化対策事業（交付金）	22,000
	5 都市計画費	熊本天草幹線道路連絡街路整備事業	100,490
都市計画道路太田町水の平線整備事業		214,000	
9 教育費	2 小学校費	小学校施設大規模改造事業	580,381
	6 学校給食費	（新）本渡学校給食センター建設事業	173,924
10 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	現年発生補助災害復旧事業（農業施設）	56,969
		現年発生補助災害復旧事業（林業施設）	28,672

第3表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
広報紙印刷製本費	平成31年度	17,256
広報紙配送業務委託料	平成31年度	3,833
ケーブルテレビ行政放送委託料	平成31年度	1,419
庁舎電話交換業務委託料	平成31年度～平成33年度	21,133
コミュニティセンター指定管理料（1施設）	平成31年度	4,938
本渡老人福祉センター指定管理料	平成31年度～平成33年度	14,706
牛深老人福祉センター指定管理料	平成31年度～平成33年度	16,091
有明老人福祉センター指定管理料	平成31年度～平成33年度	16,420
倉岳老人福祉センター指定管理料	平成31年度～平成33年度	9,251
河浦老人福祉センター指定管理料	平成31年度～平成33年度	12,945
在宅介護支援サテライトふたうら指定管理料	平成31年度～平成33年度	6,622
在宅介護支援サテライトおにき指定管理料	平成31年度～平成33年度	9,141
河浦生活支援ハウス指定管理料	平成31年度～平成33年度	17,712
新和高齢者生活福祉センター指定管理料	平成31年度	7,456
ごみ袋作製費	平成31年度	42,420
一般廃棄物収集運搬業務委託料（本渡地区・不燃及び倉岳地区を除く全て）	平成31年度	386,406
一般廃棄物収集運搬業務委託料（倉岳地区）	平成31年度～平成33年度	40,541
御所浦クリーンセンター運転管理業務委託料	平成31年度	22,389
観光プロモーション業務委託料	平成31年度	10,000
倉岳特産品展示販売交流施設（えびす茶屋）指定管理料	平成31年度～平成33年度	11,290
道路維持補修業務委託料	平成31年度	154,920

第4表 地方債補正

1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
共同調理場施設整備事業	173,900	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。

2 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋梁整備事業	191,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。	243,400	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
小学校施設整備事業	61,400	〃	〃	〃	538,100	〃	〃	〃
中学校施設整備事業	411,400	〃	〃	〃	375,000	〃	〃	〃
幼稚園施設整備事業	49,900	〃	〃	〃	46,000	〃	〃	〃
臨時財政対策債	1,306,000	〃	〃	〃	1,299,300	〃	〃	〃

平成30年度天草市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成30年度天草市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ453,987千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,955,649千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月4日提出

天草市長 中村五木

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 県支出金		9,510,162	45,420	9,555,582
	1 県負担金・補助金	9,510,162	45,420	9,555,582
7 繰入金		1,148,999	4,922	1,153,921
	1 一般会計繰入金	1,148,998	4,922	1,153,920
8 繰越金		103,641	403,645	507,286
	1 繰越金	103,641	403,645	507,286
補正されなかった款項に係る額		1,738,860		1,738,860
歳入合計		12,501,662	453,987	12,955,649

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		144,352	3,530	147,882
	1 総務管理費	124,637	3,530	128,167
2 保険給付費		9,222,578	114,875	9,337,453
	1 療養諸費	7,920,978	106,000	8,026,978
	2 高額療養費	1,267,500	8,875	1,276,375
3 国民健康保険事業費納付金		2,928,530	115,492	3,044,022
	1 医療給付費分	2,126,100	148,387	2,274,487
	2 後期高齢者支援金等分	554,850	4,162	559,012
	3 介護納付金分	247,580	△ 37,057	210,523
6 保健事業費		136,494	326	136,820
	3 総合保健施設事業費	25,829	326	26,155
9 諸支出金		17,962	219,764	237,726
	1 償還金及び還付加算金	13,642	215,444	229,086
	2 繰出金	4,320	4,320	8,640
補正されなかった款項に係る額		51,746		51,746
歳出合計		12,501,662	453,987	12,955,649

平成30年度天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成30年度天草市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 373,887千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,821,108千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月4日提出

天草市長 中村五木

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		3,115,097	1,568	3,116,665
	2 国庫補助金	1,233,147	1,568	1,234,715
7 繰入金		1,836,340	△ 103,512	1,732,828
	1 一般会計繰入金	1,706,340	△ 103,512	1,602,828
8 繰越金		23,736	475,831	499,567
	1 繰越金	23,736	475,831	499,567
補正されなかつた款項に係る額		6,472,048		6,472,048
歳入合計		11,447,221	373,887	11,821,108

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		275,889	△ 11,658	264,231
	1 総務管理費	168,111	△ 11,658	156,453
6 基金積立金		1,180	157,717	158,897
	1 基金積立金	1,180	157,717	158,897
8 諸支出金		26,736	227,828	254,564
	1 償還金及び還付加算金	26,736	227,828	254,564
補正されなかつた款項に係る額		11,143,416		11,143,416
歳出合計		11,447,221	373,887	11,821,108

平成30年度天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成30年度天草市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25,565千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,198,186千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月4日提出

天草市長 中村五木

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		480,827	△ 24,154	456,673
	1 一般会計繰入金	480,827	△ 24,154	456,673
5 繰越金		1	2,884	2,885
	1 繰越金	1	2,884	2,885
6 諸収入		46,002	△ 4,295	41,707
	4 雑入	44,702	△ 4,295	40,407
補正されなかつた款項に係る額		696,921		696,921
歳入合計		1,223,751	△ 25,565	1,198,186

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		46,775	△ 7,878	38,897
	1 総務管理費	44,951	△ 7,878	37,073
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,141,939	△ 17,687	1,124,252
	1 熊本県後期高齢者医療広域連合納付金	1,141,939	△ 17,687	1,124,252
補正されなかつた款項に係る額		35,037		35,037
歳出合計		1,223,751	△ 25,565	1,198,186

平成30年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度天草市の浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ784千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117,564千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月4日提出

天草市長 中村五木

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		56,409	671	57,080
	1 一般会計繰入金	55,540	671	56,211
7 繰越金		1	113	114
	1 繰越金	1	113	114
補正されなかった款項に係る額		60,370		60,370
歳入合計		116,780	784	117,564

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 浄化槽市町村整備推進事業費		91,019	784	91,803
	1 浄化槽市町村整備推進事業費	91,019	784	91,803
補正されなかった款項に係る額		25,761		25,761
歳出合計		116,780	784	117,564

平成30年度天草市国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第1号）

平成30年度天草市の国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,865千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ199,185千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月4日提出

天草市長 中村五木

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		95,936	△ 12,125	83,811
	1 一般会計繰入金	95,936	△ 12,125	83,811
6 繰越金		1	15,990	15,991
	1 繰越金	1	15,990	15,991
補正されなかった款項に係る額		99,383		99,383
歳入合計		195,320	3,865	199,185

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務管理費		157,913	3,865	161,778
	1 総務管理費	157,913	3,865	161,778
補正されなかった款項に係る額		37,407		37,407
歳出合計		195,320	3,865	199,185

平成30年度天草市歯科診療所特別会計補正予算（第1号）

平成30年度天草市の歯科診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,903千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月4日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		26,185	△ 6,278	19,907
	1 一般会計繰入金	26,185	△ 6,278	19,907
4 繰越金		1	6,282	6,283
	1 繰越金	1	6,282	6,283
補正されなかつた款項に係る額		27,713		27,713
歳入合計		53,899	4	53,903

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務管理費		36,939	4	36,943
	1 総務管理費	36,865	4	36,869
補正されなかつた款項に係る額		16,960		16,960
歳出合計		53,899	4	53,903

議第203号

平成30年度天草市斎場事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度天草市の斎場事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月4日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		65,227	△ 2,810	62,417
	1 繰入金	65,227	△ 2,810	62,417
4 繰越金		1	2,810	2,811
	1 繰越金	1	2,810	2,811
補正されなかつた款項に係る額		90,200		90,200
歳入合計		155,428	0	155,428

平成30年度天草市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成30年度天草市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成30年度天草市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（1）病床数	357 床	0 床	357 床
一般病床	168 床	40 床	208 床
医療型療養病床	125 床	△ 22 床	103 床
介護型療養病床	18 床	△ 18 床	0 床
（2）延患者数	237,132 人	0 人	237,132 人
入院患者数 一般病床	46,355 人	3,420 人	49,775 人
入院患者数 医療型療養病床	35,770 人	△ 240 人	35,530 人
入院患者数 介護型療養病床	6,205 人	△ 3,180 人	3,025 人
（3）一日平均患者数	751 人	0 人	751 人
入院患者数 一般病床	127 人	10 人	137 人
入院患者数 医療型療養病床	98 人	△ 1 人	97 人
入院患者数 介護型療養病床	17 人	△ 9 人	8 人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 病院事業収益	3,734,204 千円	13,605 千円	3,747,809 千円
第1項 医業収益	3,180,972 千円	13,276 千円	3,194,248 千円
第2項 医業外収益	553,220 千円	329 千円	553,549 千円
支 出			
第1款 病院事業費用	3,924,284 千円	65,464 千円	3,989,748 千円
第1項 医業費用	3,842,643 千円	9,595 千円	3,852,238 千円
第3項 特別損失	8 千円	55,869 千円	55,877 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「192,227千円」を「200,351千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「14,335千円」を「14,937千円」に、過年度分損益勘定留保資金「177,892千円」を「185,414千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支出			
第1款 資本的支出	485,752千円	8,124千円	493,876千円
第1項 建設改良費	193,529千円	8,124千円	201,653千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	2,488,999千円	△ 16,966千円	2,472,033千円

(他会計からの補助金)

第6条 予算第9条に定めた補助金の金額を次のように改める。

款	項	既決予定額	補正予定額	計
病院事業収益	医業外収益	24,892千円	329千円	25,221千円
合	計	33,532千円	329千円	33,861千円

第7条 予算第11条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第12条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

平成30年12月4日提出

天草市長 中村五木

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
廃棄物収集運搬処理業務委託料	平成31年度～平成32年度	契約に定める額
オーダーリングシステム等保守管理委託料	平成31年度	14,858
CTスキャナ保守業務委託料	平成31年度	8,445
医用画像システム保守点検業務委託料	平成31年度	5,584
医療ガス設備保守点検業務委託料	平成31年度	4,476
空調設備保守点検業務委託料	平成31年度	4,342
エレベーター等保守管理業務委託料	平成31年度	4,291
病院管理等業務委託料	平成31年度	2,856
病院清掃業務委託料（栖本）	平成31年度	2,060
内視鏡保守点検業務委託料	平成31年度	1,861
排水処理槽点検業務委託料	平成31年度	1,447
消防設備保守点検業務委託料	平成31年度	1,374
財務会計システム保守管理委託料	平成31年度	1,350
医療事務コンピュータソフトウェア更新業務委託料	平成31年度	1,246
人工呼吸器等保守点検業務委託料	平成31年度	1,215
データ提出加算システム保守業務委託料	平成31年度	785
栄養管理システムソフトウェア保守委託料	平成31年度	460
浄化槽清掃等業務委託料	平成31年度	454
眼科自動視野計保守業務委託料	平成31年度	389
医療事務コンピュータ保守点検業務委託料	平成31年度	341
臨床検査業務委託料	平成31年度	契約に定める額
酸素供給装置賃借料	平成31年度	契約に定める額
人工呼吸器賃借料	平成31年度	契約に定める額

平成30年度天草市水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成30年度天草市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成30年度天草市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）		（補正予定額）	（計）
		収 入		
第1款 事業収益	2,808,870 千円		△ 80,231 千円	2,728,639 千円
第2項 営業外収益	912,133 千円		△ 80,231 千円	831,902 千円
		支 出		
第1款 事業費	2,682,639 千円		7,222 千円	2,689,861 千円
第1項 営業費用	2,412,869 千円		7,222 千円	2,420,091 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,217,505千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額51,875千円、過年度分損益勘定留保資金1,135,630千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,113,258千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額44,272千円、減債積立金100,000千円、過年度分損益勘定留保資金938,986千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）		（補正予定額）	（計）
		収 入		
第1款 資本的収入	438,391 千円		3,163 千円	441,554 千円
第2項 出資金	139,259 千円		84,716 千円	223,975 千円
第4項 工事負担金	244,432 千円		△ 81,553 千円	162,879 千円
		支 出		
第1款 資本的支出	1,655,896 千円		△ 101,084 千円	1,554,812 千円
第1項 建設改良費	733,038 千円		△ 101,455 千円	631,583 千円
第3項 返還金	0 千円		371 千円	371 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第7条(1)に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	169,646 千円	8,437 千円	178,083 千円

平成30年12月4日提出

天草市長 中村五木

平成30年度天草市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成30年度天草市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成30年度天草市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	支 出	（補正予定額）	（計）
第1款 事業費	1,797,459千円		1,440千円	1,798,899千円
第1項 営業費用	1,658,337千円		1,440千円	1,659,777千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額655,316千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額31,550千円、過年度分損益勘定留保資金125,130千円、当年度分損益勘定留保資金498,636千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額647,500千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額29,940千円、減債積立金144,228千円、過年度分損益勘定留保資金108,783千円、当年度分損益勘定留保資金364,549千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	収 入	（補正予定額）	（計）
第1款 資本的収入	826,385千円		△ 20,408千円	805,977千円
第1項 企業債	362,900千円		△ 10,800千円	352,100千円
第2項 補助金	458,418千円		△ 10,830千円	447,588千円
第4項 工事負担金	0千円		1,222千円	1,222千円
		支 出		
第1款 資本的支出	1,481,701千円		△ 28,224千円	1,453,477千円
第1項 建設改良費	772,733千円		△ 28,224千円	744,509千円

(債務負担行為)

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
佐伊津浄化センター高度処理槽築造事業	平成31年度	80,000 千円
本渡処理区マンホールポンプ場運転管理業務委託	平成31年度	3,841 千円
本渡処理区雨水渠スクリーン清掃管理業務委託	平成31年度	1,628 千円
本渡浄化センター汚泥運搬処分業務委託	平成31年度	23,114 千円
下田浄化センター維持管理業務委託	平成31年度	7,390 千円
高浜浄化センター維持管理業務委託	平成31年度	11,087 千円
一町田浄化センター維持管理業務委託	平成31年度	10,729 千円
汚泥脱水業務委託	平成31年度	6,626 千円
佐伊津浄化センター維持管理業務委託	平成31年度	7,378 千円
佐伊津地区雨水ポンプ場運転管理業務委託	平成31年度	1,637 千円
本郷漁業集落排水処理施設維持管理業務委託	平成31年度	9,180 千円
宮田浄化センター維持管理業務委託	平成31年度	10,217 千円
通詞島排水処理施設維持管理業務委託	平成31年度	6,410 千円
宮野河内浄化センター維持管理業務委託	平成31年度	6,934 千円
崎津浄化センター維持管理業務委託	平成31年度	7,306 千円
棚底浄化センター維持管理業務委託	平成31年度	9,160 千円
新町浄化センター維持管理業務委託	平成31年度	2,469 千円

(企業債)

第5条 予算第6条の表中に定めた起債の限度額「362,900千円」を「352,100千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条(1)に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	106,481千円	△ 5,599千円	100,882千円

平成30年12月4日提出

天草市長 中村五木

